北上市告示甲第56号

北上市小児インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱（平成28年北上市告示甲第34号）の一部を次のように改正する。

令和８年９月15日

北上市長　八重樫　浩　文

改正前	改正後
（助成対象者） 第２　この告示に基づき助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、予防接種の接種日において市内に住所を有しており、かつ、当該年度中に生後６月から12歳に達する者（以下「対象児」という。）の保護者とする。	（助成対象者） 第２　この告示に基づき助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、予防接種の接種日において市内に住所を有しており、かつ、12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者（以下「対象児」という。）の保護者とする。
（助成金の額） 第４　助成金の額は、接種１回につき1,750円とする。	（助成金の額） 第４　助成金の額は、次のとおりとする。 (1)　インフルエンザＨＡワクチンの接種は、１回につき1,750円とする。 (2)　経鼻弱毒生インフルエンザワクチンの接種は、１回につき3,500円とする。
（助成の対象となる予防接種の期間及び助成回数） 第５　助成の対象となる予防接種の期間は、毎年度10月１日から翌年の１月31日（日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときはその翌	（助成の対象となる予防接種の期間及び助成回数） 第５　助成の対象となる予防接種の期間は、毎年度10月１日から翌年の１月31日まで（以下「助成対象期間」という。）とし、助成回数は助成対象期間中に対象児１人につき２回まで

日）までとし、助成回数は１年度当たり対象児１人につき２回までとする。	とする。ただし、経鼻弱毒生インフルエンザワクチンの接種については、助成対象期間中に対象児１人につき１回限りとする。 ２　前項の規定にかかわらず、インフルエンザの発生又はまん延の状況により、市長が必要と認めるときは、助成対象期間を繰上げ又は延長することができる。
備考　改正部分は、下線の部分である。	